

協生

創刊号
平成23年8月

～発行～
高取町ご意見番

高取町下子島
TEL:0744-52-9088
編者：中西宏次

高取町 累積赤字が解消

町行政に一定の評価も、改革道半ば

平成二十年正月明けに、前町長が逮捕され、再建団体転落の危機が叫ばれ、開発公社の不明瞭な運営が顕在化し、約九億円にのぼる公社借金を町が債務保証する事態になりました。追い討ちをかけるように元課長による水道加入金の不正が発覚しました。

その中で新町長が誕生し、議員定数の削減(一一名から八名へ)と町会議員選挙での新議員の誕生を得て現在に

至っています。

報告では平成二十一年度で累積赤字が解消した(町広報より)とのことであり、そのことには一定の評価をして良いのではないのでしょうか。

但し、国民健康保険や行政組合などの基金からの借入金合計二億数千円が残っており、一方幾つかの未解決の裁判事項などが横たわっており、まだまだ安心できる状況ではありません。

赤字解消の原動力となった し尿処理負担の改善

本町のし尿処理費用については、平成一九年二月から海洋投棄が全面禁止となったことから、熊本県天草市の陸上処理施設に移行する事となつた為、平成二十年三月までの間、トン当たり四万九百五十円でありました。平成二十年三月、植村町長が就任し交渉の結果、平成二十年四月からはトン当たり三万五千円、平成二十一年四月からは三万一千円、平成二十二年四月からは

二万円となり、ピーク時に比べ約二分の一になりました。また委託業者の役員等の不祥事が発生したため、委託契約を更新せず、平成二十三年四月からは、樞原市のご理解とご協力をいただき、し尿処理業務について引き受けていただきました。なお、委託処理料は、トン当たり一万二千円で運搬経費等を含め費用はトン当たり一万五千五百円となりました。その結果、年間で総額約一億一千万円の経費削減が実現致しました。

以上のことから、当初の費

ご意見番から町政への 質問・提言と、その回答

平成二十二年九月九日に、町長に対して公開質問状と提言をおこないました。九月二十二日付けで町長より回答を頂きました。その内容を掲載します。

一・元課長の退職金返納の状況

(特別負担金約五百万円)

元事業課長に対する裁判で禁錮以上の刑が確定したことにより、退職手当返納に関する手続きが生じており、本町としては、この判決を受け退職手当の支払者である奈良県市町村総合事務組合管理者宛に判決に関する報告書を提出しており、これに基づき総合事務組合は、本人に退職手当の返納を求めています。元課長の代理人弁護士より破算手続きを開始している旨の連絡が入り、八月上旬に奈良地方裁判所葛城支部より総合事務組合に破産債権届出書が届き、九月中旬に意見書を提出する予定です。なお、破産手続

きの見通しとしては、今年中に解決する予定です。

二・グリーンタウン水道加入 金未納分の業者との話し合い の状況(三千三百万円)

現在、グリーンタウンの販売会社である三和住宅との間に新たに協定書を交わすよう調整中であります。その協定書が締結でき次第未納分の一部を町の上水道事業会計に納入する予定です。

(※裏面に関連記事あり)

三・前町長の損害賠償状況

(三千万円)

平成二十二年二月十二日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状を提出し、第一回期日(口頭弁論)が平成二十二年三月二十四日にありました。現在は第四回期日(弁論準備)が平成二十二年九月三日に終了し係争中です。

四・土砂等による土地の埋め立て 等の規制に関する条例の効力

条例が施行(平成二十二年四月一日付)されて以降、本条例が対象となる新規事業が行われていないので、具体例を挙げることは出来ませんが、条例附則二に、この条例の施行の際、現に施行されている事業については、この条例の施行の日から起算して六ヵ月を経過した日から適用する

と規定されており、これに該当する事業は市尾大字に県が土砂処分場として登録している事業現場があります。この事業については現時点(平成二十二年九月二十一日現在)において事業主から事業許可申請書が出ていないので、九月末日を持って事業の継続は不可能となります。町内の目に付く土砂盛りは条例に基づく規制を実施します。また、現状放置を黙認するのではなく、関係法令及び施策による安全対策を積極的に図っていきます。

各種裁判の状況と見込み(方針)

★売買代金返還請求事件

平成十九年十一月五日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状を提出し、第一回期日(弁論)が平成十九年十二月二十六日にありました。現在は第十八回期日(弁論準備)が平成二十二年九月八日に終了し、係争中です。

★債務不存在確認請求事件

平成二十年十一月十二日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状が提出され、第一回期日(口頭弁論)が平成二十一年一月十六日にありました。現在は第十一回期日(弁論準備)が平成二十二年八月三十日に終了し係争中です。

(裏面へ続く)

(四月二六日付 町長回答)

★貸金請求事件

平成二十一年十月十三日に奈良地方裁判所葛城支部に訴状が提出され、第一回期日(口頭弁論)が平成二十一年十一月二十六日にありまし

た。現在は第六回期日(弁論準備)が平成二十二年八月九日に終了し係争中です。

土地開発公社の所有地売却と

見込み(方針)

平成二十一年度は、福祉施設用地五七四六㎡を一般競争入札により民間に売却しました。しかし売買契約は締結し

たものの仮差押等の関係もあり、契約金額から契約保証金を差し引いた五千二百万円については未収となつています。この未収金については、仮差押取り消しが確定しましたので、今後解消できる見込みです。また、その他の土地

グリーンタウン水道加入金問題

町と三和住宅の間で合意

ご質問の水道加入金未納分三千三百万円については、高取町とグリーンタウンの販売会社である三和住宅との間で、新たに協定書を締結すべく協議を重ねてきました。未納であった加入金について、協議を重ねてきた結果、

については、少しでも多く民間へ売却できるように努力します。

国民健康保険特別会計よりの繰入金(一億四千四百万円)及び行政組合分担金取り崩し(九千万円)の返納時期と計画

国民健康保険特別会計からの繰入金の返納時期と計画については、平成二十五年から十年計画で一般会計から返済する予定です。行政組合分担金取り崩しの返納時期と計画については、本町の財政状況を考慮しながら返済時期を考えていきたいと思ひます。

不正やマンネリを生まない組織を構築する(議員以外に町民よりボランティアで主要部署に外部委員を選任し、アドバイザーや監督の役割等を持つていただく等の提案)

不正やマンネリ化を生まない組織にするには、職員の人

住宅地として販売が不可であると判断できる区画分を除いて支払うことで双方合意が成立し、平成二十三年一月二十四日付けで「協議書」を締結しました。その結果、一千万七千五百五十円の金額が三和住宅から高取町に納付されました。

(平成三年四月二十日付町長回答)

事異動を定期的に行い、特定の職員が同じ部署に長い間いること等をなくし、絶えず職員が危機意識を持つようにするにより、マンネリ化を防止できると考えており、また複数のチェック機能を設けると考えています。

一般廃棄物処理費用の高額負担問題について

平成二十三年五月二十日に、町長に対して公開質問状と提言をおこないました。五月二十七日付けで町長より回答を頂きました。その内容を掲載します。

○ 質問

高取町の一般廃棄物処理費用は、年間一億二九五万七千円(平成二十一年調べ)で、一般会計総予算額二七億二千万円の四、七六%を占めています。他市町村と比較しても高額で町民負担も多大だと思ひます。その点に関するゴミ処理基本計画や負担改善計画等について、如何お考えなのかご回答願ひます。

○ 町長回答

本町の一般廃棄物処理費用

のうち、南和広域衛生組合負担金が約六七%を占めています。本組合は大淀町、高取町、天川村、黒滝村で構成されており、運営費並びに資本費を負担することにより運営しています。この負担比率については、基本的には、ごみの排出量割合に基づき決められていますが、組合設立当初から高取町の負担割合が、他の町村に比べ高く設定されてい

ました。運営費については、平成六年は大淀町五〇%、高取町三九%、天川村七・五%、黒滝村三・五%でありました。その後、本町が減額を強く申し入れた結果、徐々に引き下げられ平成二十三年度は、二八%になりましたが、資本費については、当初から三九%の負担を強いられる現状にあります。

また本町と類似している町においては、ごみの委託費及び人件費として約八千四百万円の支出となっており、他町との比較においては、高額であることは否定出来ませんが、この主な要因は南和広域衛生組合負担金であること、明らかであります。

従いまして、平成二十四年度から下市町が本組合に加入することに伴い、運営費並びに資本費の負担割合の見直しを強固に主張しています。こ

の



編集後記

私たちの町『高取』に協力して共に生きると思ひながら、この『協生』を創刊しました。

今回は「高取町長への公開質問と回答」を中心に、町民の皆様にご公表させていただきました。より良い高取になる為の議論の礎に、これら行政とのやり取りの記録が活用されればと思ひます。

「高取町ご意見番」では逐次、経過や結果情報を開示していきたいと思ひます。詳細は「高取町ご意見番」のホームページでご確認下さい。